

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会西村山支部規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会西村山支部と称する。

### (事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定するところにおく。

### (目的)

第3条 本支部は学校事務の研究に努め、会員の資質向上を図り西村山地区の教育振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (2) 山形県公立小中学校事務職員研究協議会との連絡調整に関すること。
- (3) その他本支部の目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組織

### (会員)

第5条 本支部は、寒河江市・河北町・西川町・朝日町・大江町の小中学校に勤務する事務職員をもって構成する。

## 第3章 機関

### (機関の設置)

第6条 本支部に次の機関をおく。

- |      |        |
|------|--------|
| 1 総会 | 2 事務局会 |
|------|--------|

### (総会)

第7条 総会は、支部長が必要と認めたとき開催する。

### (事務局会)

第8条 事務局会は支部長、副支部長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議し、総会に提案する。

- (1) 支部規約の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) その他本支部の運営に関すること。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局員 若干名

(任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し支部運営を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、会長事故ある時は、その職を代行する。
- (3) 事務局員は支部長の支持を受け、事業にあたる。

(選出)

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 支部長、副支部長は、事務局会において選出し、総会で承認する。
- (2) 事務局員は別に定めるとおりとする。

(任期)

第12条 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

## 第5章 経費

(会費)

第13条 本支部の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

(その他)

第15条 この規約のほか本支部運営に関する事項は内規によるものとする。

附則 本規約は平成22年5月10日より施行する。

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会西村山支部運営内規（案）

山形県公立小中学校事務職員研究協議会西村山支部規約第15条に基づき次のとおり定める。

## 第4条関係

西村山事務職員研究会の事業と兼ねて行う。

## 第9条関係

当分の間、次のとおり読み替える。

支部長・・・西村山事務職員研究会の会長  
副支部長・・・西村山事務職員研究会の副会長  
事務局員・・・西村山事務職員研究会の役員

## 第10条関係

副支部長は山形県公立小中学校事務職員研究協議会の理事にあたる。

附則 本内規は平成22年5月10日より施行する。

